

司 法 試 験

重 要 問 題 習 得 講 座

添削オプション問題冊子

刑法・刑事訴訟法



AGAROOT
ACADEMY

第 1 問

刑 法

妻Xと夫Yは、長男Aが生まれて間もなく離婚し、Xが親権者として1人でAを育てることになった。親権を失ったYは、一人暮らしをしていた。やがてXは育児に疲れ、YにAを育ててもらおうと思い、Yの帰宅時間前に道路からは見えないY宅の勝手口付近に生後3か月のAを無断で置いて立ち去った。Yは、帰宅してすぐにAに気付いたが、子どもの面倒を見るのが煩わしかったので、Aが死亡してもかまわないと思いながらそのまま放置した。翌日、Aが家の外に寝かされているのを隣家の2階から偶然見かけて不審に思った隣人の甲がY宅を訪れたが、Yが不在だったため、甲は勝手口付近でぐったりしていたAを病院に運び、これによりAは一命を取り留めた。

X及びYの罪責を論ぜよ。

(同志社大学法科大学院 平成17年度)

第 19 問

刑 法

以下の事例における甲及び乙の罪責について、論じなさい。

- (1) Aの唯一の法定相続人である甲は、相続によりAの全財産を手に入れるため、Aを自動車で人気のない山中に連れて行って殺害する計画を立てた。甲はAを殺害するための包丁を用意して自動車でAの家赶赴き、荷物を持って来たので家の中に運ぶのを手伝って欲しいと言ってAを呼び出した。そして、トランクの中を覗き込んだAの後頭部を包丁の柄の部分で強打して意識を失わせ、意識を回復しても声を出せないように手拭いで猿ぐつわをかませた上でトランクに閉じ込め、約5キロメートル離れた山中に向かって出発した。約10分後、車が殺害予定現場に到着し、甲がトランクの蓋を開けたところ、Aは手拭いで口と鼻を覆われたことによって窒息し、既に死亡していた。なお、甲は、トランクに閉じ込めただけでAが死亡するとは思ってもいなかった。
- (2) 乙は、Bを殺そうと思い立ち、Bを人気のない場所に誘った上、麻縄で力いっぱいBの首を絞めた。Bが動かなくなったため、乙は同人が死亡したものと思い、犯行の発覚を防ぐ目的で、乗用車でBを20キロメートル離れた海岸砂上まで運んでいった。岸に着いた乙は、Bを車から出し砂上に放置し、車に乗り込み自宅に戻った。だが、実は、Bは、砂上に放置される時点ではなお生存しており、その1時間後に砂末吸引により窒息死した。

第 25 問

刑 法

甲は、乙から「強盗に使うのでナイフを貸してくれ。」と依頼され、これに応じてナイフを乙に渡した。その後、乙は、丙・丁に対し、「最近、知り合いの A が多額の保険金を手に入れたので、それぞれがナイフを準備して A 宅に強盗に押し入ろう。」と持ち掛け、3 名で計画を立てた。ところが、乙は、犯行当日の朝になって高熱を発したため、「おれはこの件から手を引く。」と丙・丁に電話で告げて、両名の上承を得た。しかし、丙・丁は予定どおり強盗に押し入り現金を奪った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

（旧司法試験 平成 7 年度 第 1 問）

第 35 問

刑 法

A 会社の技術職員甲は、同社が多額の費用を投じて研究開発した新技術に関する機密資料を保管し、時折は研究のため自宅に持ち帰っていた。B 会社の社員乙は、A 会社の機密を不正に獲得することを企て、甲に対し、その保管する当該資料のコピーの交付を依頼し、礼金の半額 100 万円を支払い、残りの 100 万円はコピーと引き替えに支払うことを約束した。甲は、コピーを作成する目的で当該資料を一旦社外に持ち出し、近くのコピーサービスでコピーを一部作成し、30 分後に当該資料を会社の保管場所に返却した。その後甲は、発覚をおそれてそのコピーを渡さずにいたが、乙に督促されたため、個人的に所有する別の資料のコピーを A 会社の機密資料のコピーであると偽って乙に渡し、残金の 100 万円を受け取った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

(旧司法試験 平成元年度 第 2 問)

第43問

刑法

甲・乙・丙は、幹線道路に面した高層マンションを中心に住居侵入窃盗を繰り返していた者たちである。その手口はつぎのようなものであった。すなわち、徒歩の甲が、携帯電話を利用して、自動車で移動している乙・丙に対し、遠方から見て電気が灯っておらず留守のように見えるマンション内の住居を指示し、乙・丙が住居に侵入して窃盗をしている間は、当該マンションの近くで見張りをする、というものである。また、三者の間には、現金・金券・高級腕時計以外は絶対に盗まない、人に怪我をさせない、という合意があった。

ある日、乙・丙が甲の指示に基づいて、あるマンション内の住居に侵入したところ、留守だと思われた住居人Xは昼寝をしていただけで、逃げだそうとした乙と物音に驚いて目覚めたXとが揉み合い状態となり、乙を助けようとした丙がXの頭部をテーブル上にあった大理石製大型灰皿で殴ったため、Xは脳震盪を起こして失神した。その時点で、乙・丙は、空手のままで退出するか、犯行を続行するか、ということについて話し合った結果、こうなれば続行するしかないし、Xに怪我をさせたことは甲には黙っておけば良い、ということになり、Xの目や口をガムテープ等で塞いだ上で、宅内をあらさがしし、現金・金券・腕時計の他、指輪等の貴金属をも盗んだ上、逃走した。Xは、乙・丙の貼ったガムテープ等が鼻孔をも塞いだため、しばらくして窒息死するに至った。

以上の事案における、甲・乙・丙の罪責を論ぜよ。

(慶應義塾大学法科大学院 平成19年度 改題)

第 63 問

刑 法

甲は、A 高校を卒業した者であるが、A 高校の校則が厳しかったことから充実した高校生活を送れなかったと考え、その仕返しをしようと考えた。そこで、甲は、ある日の深夜、何か嫌がらせができないかと考えながら、A 高校の敷地内へ立ち入った。

A 高校には、校舎のほかに体育館と教師が寝泊まりするための宿舎があり、宿舎を中央にして、それぞれ 10 メートルほどの木造の渡り廊下でつながっていたところ、宿舎で甲の担当教諭を務めており、日頃から甲を叱りつけていた B が宿直を務めているのを発見した。そこで、甲は、体育館に火をつけて、B を困らせてやろうと考え、体育館の裏手にある倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れて、その場から逃走した。新聞紙は、倉庫内に保管されていたマットの下に落ちたため、火はマットに燃え移り、マットが全焼したものの、倉庫の床には難燃性の防火シートが全面に貼られていたため、その一部が溶解して有毒ガスが発生しただけで、マットから倉庫に燃え移ることはなかった。

甲の罪責を論ぜよ。なお、倉庫と体育館は 1 つの建造物と考えてよく、また甲が倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れた時、体育館は無人であったものとする。

第 6 問

刑事訴訟法

警察官 A は、覚せい剤の密売人と目される甲を覚せい剤譲渡の被疑者として通常逮捕し、その際、甲が持っていた携帯電話を、そのメモリーの内容を確認することなく差し押さえた。その上で、A が、無令状で、甲の携帯電話を操作して、そのメモリーの内容を精査したところ、同携帯電話のメモリー内に覚せい剤の仕入先と思われる人物からの受信電子メールが保存されており、同メールに、翌日の某所における覚せい剤売買の約束と思われる記載があった。

そこで、A が、同メールに記載された日時に待ち合わせ場所に赴いたところ、乙が近づいてきたので、A は、乙に対して、甲を名のった上で「約束の物は持ってきてくれましたか。」と言った。すると、乙は、A を甲と誤認して、覚せい剤を差し出したので、A は、乙を覚せい剤所持の容疑で現行犯逮捕した。

以上の A の行為は、適法か。

(旧司法試験 平成 17 年度 第 1 問)

第 29 問

刑事訴訟法

検察官は、甲を、「被告人は、乙と共謀の上、平成19年3月4日、東京都内のX公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、被告人において、Aに対し、その頸部をロープで締め付け、よって、そのころ、同所で、Aを窒息死させたものである。」との事実で起訴した。甲は、公判において、「自分はその場にいたが、犯行に関与しておらず、本件は、乙とは別の男がやった。その男の名前は知らない。」旨弁解して無罪を主張した。

証拠調べの結果、裁判所は、乙とは断定できないが、現場に共犯者がおり、これと甲が共謀したことは明らかであるとして、「被告人は、氏名不詳者と共謀の上、平成19年3月4日、東京都内のX公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、被告人又は上記氏名不詳者あるいはその両名において、Aに対し、その頸部をロープで締め付け、よって、そのころ、同所で、Aを窒息死させたものである。」との事実を認定し、有罪判決を言い渡した。

以上の手続における問題点について論ぜよ。

(旧司法試験 平成19年度 第2問)

第 42 問

刑事訴訟法

警察官は、Aを被害者とする殺人被疑事件につき、搜索差押許可状を得て、被疑者甲の居宅を搜索したところ、「①Aにレンタカーを借りさせる、②Aに睡眠薬を飲ませる、③Aを絞め殺す、④車で死体を運び、X橋の下に穴を掘って埋める、⑤明日、決行」と記載された甲の手書きのメモを発見したので、これを差し押さえた。その後の捜査の結果、X橋の下の中からAの絞殺死体が発見され、その死体から睡眠薬の成分が検出された。また、行方不明になる直前にAがレンタカーを借りたことも判明した。

甲が殺人罪及び死体遺棄罪で起訴された場合、上記メモを証拠として用いることができるか。

(旧司法試験 平成22年度 第2問)

第 51 問

刑事訴訟法

以下の事例を読んで、下記の設問に答えよ。

司法警察員 P は、夜間、パトカーで繁華街を警ら中、うつむき加減で顔につやがない歩行者 X を見かけ、経験的に、X が覚せい剤を使用しているのではないかと疑いを抱いた。そこで P は、警察署への同行を X に求めたが、X はこれに応じなかった。このため、P は、十分な説得もなしにいきなり X を暴行的にパトカーに押し込め、直近の警察署へと同行した。同行後、P は、警察署で X から任意に尿の提出を受けた上で、同人を帰宅させた。

後日、鑑定の結果、提出された尿から覚せい剤が検出された（鑑定①）ので、P は逮捕状を得て、X を前記連行の 1 ヶ月後に逮捕し、さらに尿の任意提出を受けてこれを鑑定したところ、覚せい剤が検出された（鑑定②）。

〔設問〕

①、②のそれぞれの鑑定結果を記載した鑑定書①、鑑定書②の証拠能力について論ぜよ。ただし、覚せい剤は尿中に約 1 ～ 2 週間残留するものとする。また、逮捕状の有効期間には問題がなかったものとする。

（都立大学（現東京都立大学）法科大学院 平成 16 年度 第 1 問 改題）